

○神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例

令和2年3月31日

条例第46号

改正 令和5年3月31日条例第40号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン（第3条―第11条）

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン（第12条―第34条）

第4章 雑則（第35条―第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、一定の地域を定め、当該地域において市税の不均一の課税等を行うことにより、オフィスビル事業、特定事業等及び国際経済事業の集積を促進し、経済の新生に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 指定地域 次に掲げる地域をいう。

ア 神戸オフィスビル建設促進ゾーン（オフィスビル事業を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

イ 特別地域（アで指定する地域のうち、特にオフィスビル事業を促進する地域として市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

ウ 神戸エンタープライズゾーン（特定事業、中核事業又は特例中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

エ 神戸国際経済ゾーン（国際経済事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。）

（2） オフィスビル オフィス（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40

号) 別紙建築物又は建築物の部分の用途の区分として定める事務所をいう。
以下同じ。) を用途の一つとして建設された建築物をいう。

(3) オフィスビル事業 オフィスビルの建設及び運営を行う事業をいう。

(4) 特定事業 新たな経済的環境に即応していること等により持続的な成長が見込まれる産業分野又は集客力の抜本的な強化に寄与する産業分野に属するものであって別表第1に掲げる対象事業のうち市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する中核事業に該当するものを除く。

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する特例中核事業に該当するものを除く。

(6) 特例中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められるものであって市長が指定するものをいう。

(7) 国際経済事業 経済の発展への波及効果が将来にわたって持続的に期待できる成長分野における外国企業等が行う事業であって別表第1に掲げる対象事業のうち市長が指定するものをいう。

(8) 外国企業等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 外国の法令に基づいて設立された法人(イにおいて「外国企業」という。)であって、我が国の法令に基づいて設立された法人及び本邦内に住所又は居所を有する個人の出資の金額の合計が資本金その他これに準ずるものの2分の1を超えるもの以外のもの

イ 我が国の法令に基づいて設立された株式会社又は有限会社であって、一の外国企業が資本金の3分の1を超える出資をしているもの

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築(建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。)又は建替え(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第2

条第7号に規定する建替えをいう。)をしようとする者及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルに係る建築確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認をいう。)の申請書を提出する日までに、オフィスビル事業に関する計画(以下「オフィスビル事業計画」という。)を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 オフィスビル事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) オフィスビル事業の内容
- (2) オフィスビル事業を行おうとする者に関する事項
- (3) オフィスビルの用途別の床面積を記載した一覧表及びオフィスビルにおける各用途の位置が確認できる図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 次の各号のいずれかに該当するものは、第1項の認定を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員があるもの
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (4) 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (5) 暴力団員をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用しておそれのあるもの

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 延べ床面積(共用部分の床面積を含む。)が3,000平方メートル以上であるもの
- (2) 共用部分を除く床面積が次のいずれの要件も満たすもの
ア 賃貸借に供することのできるオフィスの床面積(オフィスビル認定事業

者（第1項又は第6条第1項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が自ら使用する部分の床面積及びオフィスビル認定事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。）又は親会社（同法第2条第4号の親会社をいう。）であるものが使用する部分の床面積を除く。）が、共用部分を除く床面積の4分の1以上であるもの

イ 住宅等（建築基準法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる建築物及び同法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。以下同じ。）の用に供する床面積並びに宗教活動及び政治活動の用に供する床面積の合計が、共用部分を除く床面積の2分の1以下であるもの

（3） 次のいずれかに該当する者が事業のために使用せず、又は自ら使用しないもの

ア 第1項の認定の対象となるオフィスビルにおいて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う者

イ 暴力団又は暴力団員

ウ 法人でその役員のうち暴力団員があるもの

エ 暴力団員がその事業活動を支配するもの

オ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

カ 暴力団員をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用しておそれのあるもの

（4） 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに建設に着手するもの

（5） 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに建設が完了するもの

（6） 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

（7） 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関

する条例（平成8年12月条例第36号。以下「旧エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

（8） 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

5 市長は、オフィスビル事業計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

（オフィスビルの建設着手期限の延長）

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスビルの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

（オフィスビル事業計画の変更）

第5条 オフィスビル認定事業者は、第3条第1項の認定に係るオフィスビル事業計画の変更をしようとするときは、市長に変更後の事業計画（以下「オフィスビル事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 市長は、オフィスビル事業変更計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

（オフィスビル認定事業者の変更）

第6条 オフィスビル認定事業者の変更をしようとする者は、次条第2項の規定による届出を行うまでに、市長にオフィスビル認定事業者の変更に関する計画（以下「オフィスビル認定事業者変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。

2 市長は、オフィスビル認定事業者変更計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

（オフィスビルの建設着手及び完成の届出）

第7条 オフィスビル認定事業者は、オフィスビルの建設に着手したときは、そ

の旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 オフィスビル認定事業者は、完成の日（オフィスビルの建設が完了した日をいう。以下同じ。）までに、当該完成の日を記載した書面を市長に届け出なければならない。

3 オフィスビル認定事業者は、完成の日以後、オフィスビルの用途別の床面積を記載した一覧表、オフィスビルにおける各用途の位置が確認できる図面及びその他市長が必要があると認める書面を速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、完成の日以後、第2項又は前項の書面の内容を確認するため、現地その他必要と認めるものに係る調査を行うものとする。

5 オフィスビル認定事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

（オフィスビル事業計画の認定の取消し）

第8条 市長は、オフィスビル認定事業者が、その認定を受けたオフィスビル事業計画（第5条第1項又は第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定オフィスビル事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（1） 認定オフィスビル（第3条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の認定を受けたオフィスビルをいう。以下同じ。）が第3条第4項の要件を満たさなくなったとき。

（2） この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

（オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第9条 オフィスビル認定事業者の、認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地で、当該オフィスビル認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる地域の区分に応じ、その完成の日の属する年の翌年の1月1日（その完成の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同

表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「市税条例」という。）第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	地域区分	適用年度
1	特別地域	5年度分
2	神戸オフィスビル建設促進ゾーンのうち、特別地域以外の地域	3年度分

2 前項の規定は、住宅等の用に供する床面積並びに宗教活動及び政治活動の用に供する床面積の合計を除く家屋の床面積及びこれらに相当する敷地について適用する。

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスビルの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

（オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る不均一課税等の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、認定オフィスビル事業計画に係る認定オフィスビルの所在地その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（オフィスビル認定事業者に係る地位の承継）

第11条 オフィスビル認定事業者について相続があつた場合における相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりオフィスビル事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、市長の承認を受けて、完成の日以後、当該オフィスビル認定事業者が有していた第3条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、相続があつた日の翌日から起算して3月

以内に、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 承継前の認定オフィスビル事業計画に関する事項
- (2) 前項の承認を受けようとする者に関する事項
- (3) 相続に関する事項
- (4) 認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業の承継に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業、中核事業及び特例中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定事業の内容
- (2) 特定事業を行おうとする者に関する事項
- (3) 特定事業に係る施設に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 中核事業に係る事業計画（以下「中核事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 中核事業の内容
- (2) 中核事業を行おうとする者に関する事項
- (3) 中核事業に係る施設に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

4 特例中核事業に係る事業計画（以下「特例中核事業計画」という。）には、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特例中核事業の内容
- (2) 特例中核事業を行おうとする者に関する事項
- (3) 特例中核事業に係る施設に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

5 第1項の認定を受けようとする者（以下「認定予定者」という。）は、当該認定の前に、当該認定を受けた場合における次に掲げる事項を定めた協定を本市と締結しなければならない。

- (1) 認定予定者は、事業開始日から当該事業の区分に応じ、別表第2に定める期間（以下「実施義務期間」という。）は、当該認定を受けた事業計画に従って当該認定事業を実施すること。
- (2) 課税対象家屋等（第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）の規定に基づき固定資産税及び都市計画税の額が算定されることとなる家屋、償却資産及び土地をいう。以下この項において同じ。）を活用して、市民に対して雇用機会を提供し、かつ、雇用の維持及び安定を図るよう努めること。
- (3) 課税対象家屋等を活用して、本市及び市民との協働による活動を通じて地域社会に貢献するよう努めること。
- (4) 課税対象家屋等を活用して、本市に事業所を有する企業及び本市において業務を行う大学その他の研究機関との連携を図るよう努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

6 市長は、事業計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

（事業計画の変更）

第13条 前条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画（以下「事業変更計画」という。）を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認

めるものであるときは、この限りでない。

2 市長は、事業変更計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業計画に従って認定事業を行わないとき。

(2) 認定事業計画に係る認定事業の休止（一時的な休止を除く。）又は廃止をしたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分		適用年度	割合
1	特定事業	別表第1の2の項、6の項、7の	5年度分	3分の2
2	中核事業	項又は9の項に掲げる分野に該当		

3	特例中核事業	する事業のうち規則で定めるもの	10年度分	3分の2
4	特定事業	この表の1の項から3の項までに掲げるもの以外のもの	5年度分	2分の1
5	中核事業			
6	特例中核事業		10年度分	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。）に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例

又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2) 第2項に規定する家屋の敷地である土地であるもの

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、当該認定事業者が既に実施している別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき（当該認定事業計画に係る施設が償却資産のみであるときは、当該認定事業者及び当該償却資産が規則で定める要件に該当する

ときに限る。次号において同じ。)

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設又は特例中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画又は特例中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間内に認定事業が開始されたものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税(市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。)のうち資産割(市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。)の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算してそれぞれ同表に掲げる年を経過する日以後に最初に終了する事業年度(個人の行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。)分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分		経過年数	割合
1	中核事業	別表第1の2の項、6の項、7の項又は9の項に掲げる分野に該当する事業のうち規則で定めるもの	5年	3分の2
2	特例中核事業		10年	3分の2
3	中核事業	この表の1の項及び2の項に掲げるもの以外のもの	5年	2分の1
4	特例中核事業		10年	2分の1

2 前項の規定にかかわらず、事業所用家屋で認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等のうち、認定事業対象期間内に認定事業が開始されたものであつて、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税について第16条の適用を受けるものにおいて認定事業者が行う認定事業に対して課する事業所税のうち資産割の額は、当該認定事業計画に係る認定事業に

係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算して3年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

3 前2項の規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間（市税条例第177条の14第1項に規定する課税標準の算定期間をいう。）の末日の現況によるものとする。

（認定事業に係る施設に係る不均一課税等の適用を受けようとする者がすべき申告）

第19条 第15条、第16条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、規則で定めるところにより、認定事業計画に係る認定事業に係る施設の所在地その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 第15条又は第16条の規定の適用を受けようとする者 当該年度の初日の属する年の1月31日

（2） 前条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者（法人に限る。）
市税条例第177条の18第1項に規定する申告納付の期限

（3） 前条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者（個人に限る。）
市税条例第177条の19第1項に規定する申告納付の期限

（国際経済事業計画の認定等）

第20条 神戸国際経済ゾーン内に所在する事務所又は事業所において国際経済事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該国際経済事業を開始する日（認定国際経済事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該国際経済事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「国際経済事業開始日」という。）までに、当該国際経済事業に関する計画（以下「国際経済事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該国際経済事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 市長は、国際経済事業計画の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、前項の認定をするものとする。

3 第12条第2項及び第5項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第5項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

（国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設（以下「国際経済事業施設」という。）のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日

(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分	割合
1	別表第1の2の項、6の項、7の項又は9の項に掲げる分野に該当する国際経済事業であって規則で定めるもの	3分の2
2	この表の1の項に掲げるもの以外の国際経済事業	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。))を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの
 - (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
 - (3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの
 - (4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの
- (追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

- (1) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、当該認定国際経済事業者が既に実施している別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき（当該認定国際経済事業計画に係る施設が償却資産のみであるときは、当該認定国際経済事業者及び当該償却資産が規則で定める要件に該当するときに限る。次号において同じ。）
- (2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31

日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定国際経済事業対象期間内に建設に着手し、かつ取得したもの
- (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
- (3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの
- (2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの
- (3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの
- (4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る不均一課税等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 第21条及び前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、認定国際事業計画に係る国際経済事業に係る施設の所在地その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者(第12条第1項の認定を受けた特定事業計画(第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定

特定事業計画」という。)に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。)は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条(中核事業に係る部分に限る。)、第16条(中核事業に係る部分に限る。)及び第18条(中核事業に係る部分に限る。)の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画(第12条第1項の認定を受けた中核事業計画(第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの)をいう。以下同じ。)に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日(前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日)の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者(認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。)は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規

定による認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特定事業計画から特例中核事業計画への変更）

- 第26条 認定特定事業者は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた特例中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）をいう。以下同

じ。)に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から特定事業計画への変更）

第27条 認定特例中核事業者（認定特例中核事業計画に係る特例中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（中核事業計画から特例中核事業計画への変更）

第28条 認定中核事業者は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から中核事業計画への変更）

第29条 認定特例中核事業者は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があ

ると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第28条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（認定特定事業者に係る地位の全部の承継）

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

- （1） 認定特定事業者について相続があつた場合における相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
- （2） 認定特定事業者について合併があつた場合における合併後存続する法人又は合併により設立した法人
- （3） 認定特定事業者について分割（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があつた場合における分割によりその特定事業の全部を承継した法人
- （4） 認定特定事業者が株式交換を行った場合における当該認定特定事業者の発行済株式の全部を取得した会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継した株式会社又は合同会社に限る。）
- （5） 認定特定事業者が株式移転（他の株式会社と共同してするものを含む。）を行った場合における株式移転により設立された株式会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継したものに限る。）

(6) 認定特定事業計画に係る特定事業の全部が譲渡された場合におけるその特定事業の全部を譲り受けた者

2 前項の承認を受けようとする者は、事業承継日（相続があった日、合併があった日、分割があった日、株式交換があった日、株式移転があった日又は特定事業の譲渡があった日をいう。）の翌日から起算して3月以内に、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 承継前の認定特定事業計画に関する事項

(2) 前項の承認を受けようとする者に関する事項

(3) 相続、合併、分割、株式交換、株式移転又は特定事業の譲渡に関する事項

(4) 認定特定事業計画に係る特定事業の承継に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用）

第31条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」と

あるのは「認定特例中核事業計画」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

- (1) 認定特定事業者について分割（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継させるものを除く。）があった場合における分割により特定事業家屋等の一部を承継した法人
- (2) 認定特定事業者が株式交換を行った場合における当該認定特定事業者の発行済株式の全部を取得した会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継した株式会社又は合同会社を除き、特定事業家屋等の一部を承継した株式会社又は合同会社に限る。）
- (3) 認定特定事業者が株式移転（他の株式会社と共同してするものを含む。）を行った場合における株式移転により設立された株式会社（認定特定事業計画に係る特定事業の全部を承継したものを除き、特定事業家屋等の一部を承継した株式会社又は合同会社に限る。）

(4) 認定特定事業計画に係る特定事業の譲渡（当該特定事業の全部を譲渡するものを除く。）があった場合における特定事業家屋等の一部を譲り受けた者

2 前項の承認は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、行うことができないものとする。

(1) 地位の承継を受けようとする者が、認定特定事業者が認定を受けていた特定事業計画に従った特定事業を、単独で引き続き行うことができるものと認められること。

(2) 地位の承継を受けようとする者が複数いる場合にあっては、これら複数の者が、認定特定事業者が認定を受けていた特定事業計画に従った特定事業を、共同で引き続き行うことができるものと認められること。

(3) 特定事業家屋等の一部が認定特定事業者に留保されている場合にあっては、当該認定特定事業者と地位の承継を受けようとする者（地位の承継を受けようとする者が複数いる場合を含む。）が、認定特定事業者が認定を受けていた特定事業計画に従った特定事業を、共同で引き続き行うことができるものと認められること。

3 市長は、第1項の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、第13条第1項の認定を合わせて行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、1の認定特定事業者が行っていた特定事業を複数の認定特定事業者が行うよう変更する旨の特定事業計画の変更を認定することができる。

4 第1項の承認を受けようとする者は、事業承継日（分割があった日、株式交換があった日、株式移転があった日又は特定事業の一部の譲渡があった日をいう。）の翌日から起算して3月以内に、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 承継前の認定特定事業計画に関する事項

(2) 第1項の承認を受けようとする者に関する事項

(3) 分割、株式交換、株式移転又は特定事業の一部の譲渡に関する事項

(4) 認定特定事業計画に係る特定事業の承継に関する事項

(5) 第1項の承認を受けようとする者に係る承継後の特定事業計画に関する事項

(6) 第2項各号に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と読み替えるものとする。

と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「特例中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める事業を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

認定特定事業者	認定特定事業計画に係る特定事業
認定中核事業者	認定中核事業計画に係る中核事業
認定特例中核事業者	認定特例中核事業計画に係る特例中核事業
認定国際経済事業者	認定国際経済事業計画に係る国際経済事業

第4章 雑則

(報告の徴収等)

第35条 市長は、この条例における計画の認定に係る適正な審査又は事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該計画の認定の審査に係る事項若しくは当該事業の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、次に掲げる場所に立ち入り、当該計画の認定の審査に係る事項若しくは当該事業の実施の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

(1) 第3条、第5条、第6条、第12条、第13条又は第20条の認定に係る家屋、償却資産及び土地

(2) 第9条、第15条、第16条、第21条又は第22条の規定の適用を受ける家屋、償却資産及び土地

(3) 第18条の規定の適用を受ける事業所等

2 前項の場合においては、オフィスビル認定事業者、認定事業者及び認定国際経済事業者は、これに協力するものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 認定事業者及び認定国際経済事業者は、実施義務期間内においては、第1項に基づき調査に応じなければならない。

(事業実施確認)

第36条 市は、この条例に規定する事業が適正かつ確実に実施されているかどうかを把握することによりこの条例の規定が厳格に適用されるよう、少なくとも毎年1回以上事業の実施状況についての調査を行うなど、税負担の公平を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第37条 市は、第1条の目的を達成するために、必要な規制の緩和、財政上の措置その他の必要な施策を講じることにより、オフィスビル事業、特定事業等及び国際経済事業の集積を促進するための事業環境の整備に努めるものとする。

(施行細目の委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日(以下「失効日」という。)後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋(同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定(アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。))を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3

年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ アに掲げるものの敷地である土地(第9条に規定する土地に限る。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産(第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定(オにおいて当初認定という。))を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3

項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

(2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間中に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定又は特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

4 第6条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定によりオフィスビル認定事業者の変更の認定を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

5 第11条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定により地位の承継を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

6 第24条から第29条までの規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項

の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第24条又は第29条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第25条又は第27条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(3) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第26条又は第28条の規定により特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

7 第30条から第33条までの規定は、失効日後も、第30条から第33条までの規定が効力を有するとしたならば当該規定により地位の承継を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

8 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

オフィスビル認定事業者	第9条第1項に規定する不均一課税の適用年度終了まで	認定オフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業
認定特定事業者	第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定特定事業計画に係る特定事業
認定中核事業者	第12条第5項第1号に規定する実施義務期間	認定中核事業計画に係る中核事業

	終了まで	
認定特例中核事業者	第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定特例中核事業計画に係る特例中核事業
認定国際経済事業者	第20条第3項において準用する第12条第5項第1号に規定する実施義務期間終了まで	認定国際経済事業計画に係る国際経済事業

9 第12条第5項及び第20条第3項において準用する第12条第5項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、施行日以後に第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者（第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和4年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和5年3月31日」とあるのは、「令和5年9月30日」とする。

3 新条例第21条の規定は、施行日以後に第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

分野	対象事業
1 生活文化に関連する分野	(1) 繊維工業品、雑貨工業品、貴金属製品、家具製品、食料品、飲料水その他の生活文化に関する製品の製造又は卸売りの事業であって、当該製品の企画及び開発を併せて行うもの又は主として神戸市内において企画及び開発をした製品を扱うもの
	(2) (1)の製品に関するデザインその他企画及び開発に関する専門的なサービスを行う事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
2 情報及び通信に関連する分野	(1) 情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器又は通信機器の開発又は製造を行う事業
	(2) 電気通信による情報の流通の円滑化に資する電気通信事業又は放送事業に関するサービスを提供する事業
	(3) ソフトウェアの作成、情報処理サービス又は情報提供サービスを行う事業
	(4) 電気通信回線又は無線を利用して新たなサービスを提供し、又はサービスの提供の方式を改善する事業
	(5) 高度なソフトウェア技術を利用して映像の開発又は制作を行う事業
	(6) 電気通信回線又は電子機器を利用して顧客情報その他の情報のバックアップを行う事業
	(7) (1)から(6)までに掲げる事業に類するものとして市

	長が特に必要があると認める事業
3 国際化に関連する分野	(1) 外国企業等が我が国において行う事業の円滑な実施を支援する事業
	(2) 外国企業等が行う事業のうち神戸市内の事業者の事業活動に係る技術の高度化又は経営の能率の向上に寄与するもの
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
4 集客に関連する分野	(1) 高度な集客力を有する文化施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置及び運営を行う事業
	(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
5 物流に関連する分野	(1) 高度な荷さばき、保管、流通加工等の機能を有する物流施設の設置及び運営を行う事業
	(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
6 医療、健康及び福祉に関連する分野	(1) 高度な医療技術又はバイオテクノロジーの発展に寄与する医療機器、医療用品、理化学機械器具又は歯科材料の開発又は製造を行う事業
	(2) バイオテクノロジーその他の高度な技術を利用して医薬品の開発を行う事業及び医薬品の製造に係る装置の開発又は製造を行う事業
	(3) 介護を行う者の負担の軽減に資する福祉用具の開発又は製造を行う事業
	(4) 健康の保持及び増進を図るための製品を開発若しくは製造し、又はサービスを総合的に提供する事業
	(5) (1)から(4)までに規定する事業その他医療技術の発展に寄与する事業に係る専門的なサービスを提供する事

	業
	(6) (1)から(5)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
7 環境に関連する分野	(1) 高度な技術を利用した集じん装置、排水処理装置その他の公害防止装置の開発を行う事業
	(2) 自然的作用により完全に分解することその他これに類することにより環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の開発を行う事業
	(3) 再生資源の利用の促進に資する技術の開発を行う事業
	(4) オゾン層を破壊する物質又はエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発を行う事業
	(5) 水、土壌その他の自然において存在するものの浄化その他の回復に資する技術の開発を行う事業
	(6) 都市の緑化の促進に資する高度な技術の開発を行う事業
	(7) (1)から(6)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
8 新製造技術及び新素材に関連する分野	(1) 高度ロボット、超小型機械その他の高精度な技術を利用した製品又は生産効率の向上に資する新製造システムの開発その他の新製造技術に係る事業
	(2) ファインセラミックスその他の新素材又は新材料の開発又は製造を行う事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業
9 航空及び宇宙に関連する分野	(1) 航空輸送の大量化、超高速化その他の能力の向上に資する機械器具又は宇宙用機器の開発、製造又は整備を行う事業

	(2) 航空運送その他の航空機を利用して行う事業又は航空運航を支援する事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業

別表第2（第12条、第20条関係）

	事業区分	期間
1	第15条第1項の表の1の項、2の項、4の項及び5の項、第18条第1項の表の1の項及び3の項並びに第21条第1項の適用を受けるもの	10年
2	第15条第1項の表の3の項及び6の項並びに第18条第1項の表の2の項及び4の項の適用を受けるもの	20年
3	第16条第1項、第18条第2項及び第22条第1項の適用を受けるもの	6年